

区域を越えて宮崎県都城市道の路線を認定することの承諾について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項の規定により、宮崎県都城市が別紙のとおり、その区域を越えて同市道の路線を認定することを承諾することについて、同条第4項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 都城市が認定する路線

番号	路線名	起 終 点	重要な経過地
1	荒襲・猪子石線	霧島市霧島田口字十文字2613番327先 霧島市霧島大窪字猪子石785番84先	
2	荒襲468号線	霧島市霧島大窪字猪子石785番84先 都城市吉之元町5265番2先	

(提案理由)

本市の区域に設置された都城市道路線について、当該路線の変更が生じたことから、同市が路線を認定することにつき、本市が道路法第8条第3項に基づく承諾をすることについて、同法第8条第4項に基づき議会の議決を求めるものである。